⑱　予定価格に対して、著しく低い価格又は高い価格で応札した場合は、当局の行う調査に協力を求める場合がある。
⑲　一般競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認めた者が応札しなかった場合は、当局の行う調査に協力を求める場合がある。
⑳　詳細は、入札説明書による。

6　Summary
(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tatsuo Yamamoto, Director General, South Kanto Defense Bureau, MOD
(2)　Classification of the services to be procured : 41
(3)　Subject matter of the contract : Construction Works of Warehouse at JGSDF Camp Itaduma, etc. (Earthquake related, JFY 2011)
(4)　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 17 : 00, 2 February 2012
(5)　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00, 1 March 2012 (bidding of paper tenders : 12 : 00, 1 March 2012 or Time-limit for the receipt of tenders by mail : 12 : 00, 1 March 2012)
(6)　Contact point for tender documentation : Contract Division, South Kanto Defense Bureau, MOD, 5―57 Kitanaka-dori, Naka-ku, Yokohama-shi 〒231―0003, TEL 045―211―7143

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年1月19日
支出負担行為担当官
南関東防衛局長　山本　達夫
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　14
○第11号
1　工事概要
(1)　品目分類番号　41
(2)　工事名　厚木㉓滑走路等整備舗装工事（電子入札対象案件）
(3)　工事場所　神奈川県綾瀬市
(4)　工事内容
【滑走路改修（１工区）】
・プレストレストコンクリート舗装版製作・設置（裏込グラウト、目地等）約4,000㎡
・既設コンクリート舗装版撤去　約4,000㎡
・作業ヤード設置
【滑走路改修（２工区）】
・プレストレストコンクリート舗装版製作・設置（裏込グラウト、目地等）約5,000㎡
・既設コンクリート舗装版撤去　約5,000㎡
・作業ヤード撤去
【駐機場地区】
・コンクリート舗装　約9,000㎡
・航空灯火設備一式、接地設備一式
(5)　工期　平成25年12月25日まで。ただし、滑走路改修（１工区）及び駐機場地区については、平成25年３月31日までとする。
(6)　使用する主要な資機材
コンクリート　約5,200㎥、鉄筋　約420ｔ、ＰＣ鋼材　約34ｔ
(7)　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の対象工事である。
(8)　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
(9)　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては南関東防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
2　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年１月19日付支出負担行為担当官南関東防衛局長）の示すところにより、装備施設本部長から厚木㉓滑走路等整備舗装工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外（単体等）の有資格者であること。
(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2)　装備施設本部長からほ装工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
(3)　装備施設本部長が算定したほ装工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,100点以上であること。
(4)　平成８年度以降、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、飛行場基本施設（滑走路、誘導路及び駐機場）のコンクリート舗装工事（施工規模10,000㎡以上）を施工した実績（共同企業体の構成員であった実績を用いる場合は、出資比率が20％以上であったものに限る。）を有すること。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
(5)　工事全般の施工計画が適正であること。
(6)　次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
ア　主任技術者は、２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。
・建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者。
イ　監理技術者は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であると国土交通大臣が認定した者。また、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
ウ　平成８年度以降に、(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
(7)　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、南関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（施本第1605号。 6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
(8)　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
(9)　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。
⑩　暴力団関係業者の排除
ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。